

(別表)

記録等の保存期間

	事件等の種類	保存期間
1	法廷等の秩序維持に関する法律違反事件記録	5年
2	少年保護抗告事件の終局決定の原本	10年
3	医療観察抗告事件の終局決定の原本	10年
4	少年保護抗告受理申立て事件の終局決定の原本	5年
5	法廷等の秩序維持に関する法律違反抗告事件の終局決定の原本	5年
6	法廷等の秩序維持に関する法律違反異議申立事件の終局決定の原本	5年

※ 刑事訴訟事件記録は裁判所では保存していません。